

■協議第24号 教育関係事業について

- 「通学区域(小・中学校)」について、現状の校区を引き継ぐ。
- 「小学校英語活動推進事業」について、新市のモデル的な事業とし継続する。
- 「図書館の施設管理運営」について、植木町立図書館は熊本市立図書館の分館とする。
- 「各種体育施設」について、植木地域の施設の使用料は、植木町民が使用する場合、5年間は現行の料金とする。

■協議第25号 水道関係事業について

- 「上水道事業」について、植木町の平成28年度までの上水道整備計画を着実に実施する。
- 「簡易水道使用料(水道料金)」について、熊本市の料金に統一する。
- 「簡易水道分担金(加入金)」について、上水道整備計画終了までは、現行の分担金とする。

■協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について

- 「都市計画区域及び区域区分」について、合併時は未線引きの「植木都市計画区域」を引き継ぎ、線引きは行わない。新市が政令指定都市になった後、県により線引きが行われる。
- 「市街化調整区域における開発等」について、「都市計画法第34条」に基づく開発許可などや線引きと同時に導入する「集落内開発制度」は植木地域の実情に応じた運用を行う。また、線引きや開発制度については、住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。
- 「区役所の取扱い」について、位置は、本協議会として、「植木町役場庁舎」とする。

区役所としての植木町役場庁舎の検討

- ①既存施設の活用

新設区役所の場合、建設費用だけで10億円以上かかることから、既存施設を活用している例が多く見られる。**植木町役場庁舎は、そのまま区役所に転用することが可能であり、市役所本庁舎に次ぐ候補施設である。**
- ②用地確保の可能性

敷地面積が広く駐車場も十分に確保することができる(来客用駐車240台)。また、庁舎周辺には、芝生広場、生涯学習センターもあり、**市民との協働や行政サービスの拠点としての機能も備える。**
- ③交通の利便性

公共交通機関の利便性を考えた場合には、熊本市の中心部から放射線状にネットワーク形成されているため、熊本市役所庁舎以外の施設に区内全域から公共交通機関を利用して行くことは困難である。しかし、植木町は古くから交通の要衝の地として発展してきており、**自家用車を利用した場合の利便性は高い。加えて熊本北バイパス、植木バイパスも整備が進められており、将来はさらに利便性が高まる。**
- ④区内位置

行政区画編成をどのようにするかの検討を行っていないため、区内位置についての評価ができない。
- ⑤市民の日常生活における利便性

区役所の位置の決定にあたっては、利用する住民が買い物ついでに利用したり、病院の行き帰りに立ち寄りすることができるような拠点性の高い場所にすることが望ましい。その点、**植木町役場庁舎周辺には公共施設、総合病院、金融機関、商業施設が集積しており、住民生活についての拠点性が確保されている。**

以上のことから、本協議会として、「植木町役場庁舎」を区役所とする。

区 分		熊本市	植木町
教育関係事業	小学校英語活動推進事業	英語活動授業(80校平均) 1年生 4.1時間 2年生 4.5時間 3年生 11.6時間 4年生 11.6時間 5年生 12.0時間 6年生 11.9時間	英語活動授業 低学年 年間25時間 中・高学年 年間50時間
	各種体育施設	施設および照明の使用料が発生する。	町民の使用について、照明の使用料のみ発生する。
水道関係事業	簡易水道使用料(水道料金)	上水道料金 (例)13mm 20㎡ 2,520円 30㎡ 4,200円 20mm 20㎡ 2,877円 30㎡ 4,557円	簡易水道料金 (例)13mm 20㎡ 2,700円 30㎡ 4,380円 20mm 20㎡ 2,750円 30㎡ 4,430円
	簡易水道分担金(加入金)	上水道加入金 13mm 63,000円 20mm 126,000円 25mm 189,000円 40mm 630,000円	簡易水道加入分担金 13mm 39,900円 20mm 52,500円 25mm 141,750円 40mm 283,500円

市街化調整区域における開発など

熊本市と植木町が合併し新市が政令指定都市に移行した場合、市街化区域・市街化調整区域の区域区分(線引き)が必須となるため、非線引きの植木町域においても県により線引きが行われます。

○市街化調整区域における開発など
市街化調整区域においては、建築や開発行為が制限されますが、次のような場合には可能となります。

- 1 現在建っている建物について、同じ用途・規模の建替え
 - ・延床面積が、1.5倍まで可能。
 - ・個人住宅は1.5倍か200㎡以内まで可能。
 - ・建ぺい率40%・容積率80%以内まで可能。
- 2 線引き前に農地転用の許可を受けていた場合、線引きから6か月以内に「既存権利届出書」を熊本市長に提出すれば、5年以内に完了することを条件に建築・開発が可能。
- 3 農家住宅および農業用の建築物
- 4 分家住宅、社会福祉施設、日用品店舗など(都市計画法第34条に該当するもの)の建築(日用品店舗などの例)
 - ・小売店
 - ・一般飲食店
 - ・専門サービス店
 - ・その他
- 5 温泉施設について、都市計画法第34条第2号(鉱物資源、観光資源などの有効な利用上必要な建築物など)の適用地区の指定を行うことにより、地区内は現在と同様な建築が可能。
- 6 都市計画法第34条第9号により、ドライブイン・ガソリンスタンドなどの建築ができる主要幹線道路の指定について検討。

(熊本市の主要幹線道路の主な指定路線)

[国道]3号(北バイパス)、57号(東バイパス)

[主要地方道]熊本田原坂線、熊本益城大津線(第2空港線)

[一般県道]熊本空港線(第1空港線)
- 7 大規模開発について、都市計画審議会にかけて地区計画の都市計画決定がなされた場合、開発許可の対象。
- 8 市街化調整区域内の集落について、一定の開発を認める集落内開発制度を導入。

現在、熊本市において、平成21年度内の条例制定に向け、熊本県の条例を基に制度設計を行っています。

導入にあたっては、住民の意見を聴きながら、地域の実情にあった制度となるように十分に検討を重ねていく予定。